

JR総連・貨物労連傘下の日本フレートライナー労組(FL労組)の非民主的な組織運営と決別して昨年5月に結成されたFLユニオンの組合員達が、9月12日、FL労組を相手に闘争積立金の返還を求める訴訟を東京地裁に起こした。

JR総連・FL労組を相手に 闘争積立金返還請求訴訟!

今回、FL労組を相手に訴訟を起こしたのは、FLユニオン(現・南関東ロジ労組)組合員を中心とする元FL労組組合員75名だ。

FL労組は、平成5年9月5日に開催した大会で『闘争資金規程』を定め、「同盟罷業その他闘争時における組合員の生活資金を確保し、闘争目的の完遂をはかる」ことを目的として、同年11月から「退職・死亡その他の理由で組合員の資格を喪失したとき」まで、毎月300円の闘争資金を徴収し、中央労金千住支店に預け入れることを決定した。

すなわち、闘争資金は組合員個人の積立預託金であり、組合は組合員が脱退した場合を含めて組合員資格を喪失した時は、その組合員に対して積み立てた闘争資金の全額を返還しなければならない性質のものである。

しかし、FL労組はFLユニオン組合員による返還請求に対して、「個人への還付については規定されておらず、今までに退職や組合を脱退された方に対して支払われた事実はない」として、請求に応じなかったことから今回の提訴に至ったものである。なお、請求金額は総額3,178,500円である。

第1回審問は来月にも開かれるものと想定されるが、JR連合は本訴訟を全面的に支援していくものである。

役員による組合私物化か？余りにも不明朗なFL労組の会計！

ところで、FL労組に愛想を尽かしFLユニオン結成に参加したある仲間は、FL労組所属時代の経験を次のように語っている。

「2009年某月某日、FL労組本部事務所で支部役員会を開催中、一通のFAXが入った。何気なく見るとJR総連からの共済交付金の書面だった。初めて見る書面だったので、本部に確認すると知らぬ存ぜぬの一点張りであった。2010年7月の定期大会で、この問題を質問すると、大会は紛糾し、最終的に支部と本部の間で通帳確認と今後の共済交付金のあり方を議論していくことで決着した。後日、本部で通帳を確認したところ、100万円入金されるやいなや直ちに100万円引き出されていたり、残高が0円だったり余りにも不明朗な会計であった。そこで、共済交付金のあり方について、2010年度上期会計監査報告の収入の部に計上することを本部と確認したが、2011年2月の代表者会議で出された会計監査報告には共済交付金についての記載が一切無かった。その時、この組合には道理もなにも通用しないと痛切に感じた」

まさか、闘争積立金の通帳も空っぽで返還するカネが無いなんてことはないと思うが、FL労組は即刻、積立金の返還に応じるべきである！